

【談話】

2021年8月5日

2021年度京都府最低賃金の改正決定(答申)について

京都地方労働組合総評議会

事務局長 柳生 剛志

本日、京都府最低賃金審議会は、京都府最低賃金について、時間額を28円引き上げ、937円とする（効力発生予定日10月1日）ことを答申した。

昨年と違い、引き上げ答申になったことは、働くものの声を反映したものであるが、28円の改善では、未だ時給1,000円に満たず、中央最低賃金審議会の目安答申の枠を超えなかったことは、不十分な到達と言わざるを得ない。

京都総評は、コロナ禍での労働者の生活困窮の救済及び地域循環型経済の実現にとって最低賃金の果たす役割がいつそう求められていること、さらに、最低生計費試算調査の結果などをもとに京都で普通に暮らすには時給1,500円以上が必要であることを主張してきた。引き続き、今すぐ時給1,000円、そして時給1,500円以上の実現、あわせて地域間格差をなくし、全国一律の制度とすることを求めていくものである。

昨年度の答申で消失した中小企業支援にかかわる「真に『直接的かつ総合的な抜本的支援策』」への文言が復活し、新たに中小企業に対する社会保険料の軽減措置や公的融資の返済の猶予、消費税の一定期間の減税などを求めていることは、本答申の重要な到達と評価する。私たちは、最賃の大幅引き上げとあわせて、同支援策の具体化に向けて国政の転換を求めていくものである。

以上